産業ファンド投資法人



2021年3月12日

各位

不動産投資信託証券発行者名

産業ファンド投資法人 (コード番号 3249) 代表者名 執 行 役 員 本 多 邦 美

URL: https://www.iif-reit.com/

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 代表者名 代表取締役社長 岡 本 勝 治 問合せ先 執行役員インダストリアル本部長 上 田 英 彦

TEL: 03-5293-7091

資産運用会社の社内規程(資産管理計画書)の一部変更に関するお知らせ

産業ファンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社は、2021年3月11日に開催した取締役会において、その社内規程である資産管理計画書の一部を、下記のとおり変更する旨を決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 資産管理計画書の変更の理由

本投資法人は、投資主価値の最大化を企図し、成長戦略の一環として新たに既存物件の再開発に取り組んでいく方針です。一方で、再開発に伴う既存物件の解体においては解体費用や固定資産除却損等の会計上の費用が発生し、利益分配の金額が一時的に減少する可能性があります。本投資法人においては、資産の取得や新投資口の発行等の資金調達行為等に関連して、投資口の希薄化又は多額の費用が生じ、利益分配の金額が一時的に一定程度減少することが見込まれる場合においてのみ、税法上の出資等減少分配に相当する一時的利益超過分配を可能としておりました。今般、再開発案件に取り組んでいくに当たり、再開発における各種不測の事態に備え、分配金平準化の更なる推進を図るべく、運用資産の建替え等の再開発により固定資産除却損その他会計上の損失が発生し又は再開発期間において減収が生じる場合、地震等の自然災害、火災その他の事故等の発生に伴う減収又は大規模修繕等による費用の発生、訴訟の和解金等の支払、固定資産除却損及び固定資産売却損の発生その他一時的に多額の費用が発生する場合等においても、税法上の出資等減少分配に相当する一時的利益超過分配が可能となるよう、資産管理計画書を変更いたしました。

資産管理計画書の変更日 2021年3月11日

3. 今後の見通し

本投資法人の 2021 年 1 月期 (第 27 期: 2020 年 8 月 1 日~2021 年 1 月 31 日)及び 2021 年 7 月期 (第 28 期: 2021 年 2 月 1 日~2021 年 7 月 31 日)における影響は軽微であり、運用状況の予想に変更はありません。

4. その他

本件につきましては、金融商品取引法の規程に従い、関東財務局に本日付で臨時報告書を提出いたします。臨時報告書の内容については、別紙をご参照ください。

産業ファンド投資法人



別紙

2020年10月29日付で提出された有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 分配方針 ② 利益を超えた金銭の分配 (イ) 一時的利益超過分配方針」が2021年3月11 日付で以下のとおり変更されました。

なお、特に断らない限り、2020年10月29日付有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。また、下線部分は変更箇所を示します。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

- 2 投資方針
- (3) 分配方針
- ② 利益を超えた金銭の分配

(前略)

(イ) 一時的利益超過分配方針

資産の取得や新投資口の発行等の資金調達行為等により投資口の希薄化又は多額の費用が生じる場合、運用資産の建替え等の再開発により固定資産除却損その他会計上の損失が発生し又は再開発期間において減収が生じる場合、地震等の自然災害、火災その他の事故等の発生に伴う減収又は大規模修繕等による費用の発生、訴訟の和解金等の支払、固定資産除却損及び固定資産売却損の発生その他一時的に多額の費用が発生する場合等、一時的に1口当たり分配金の金額が一定程度減少することが見込まれる場合において、1口当たり分配金の金額を平準化することを目的とする場合に限り、本投資法人が決定した金額を、一時的な利益を超えた金銭の分配として、分配することができるものとします。

(後略)